

下関市有料老人ホーム設置運営指導指針（新旧対照表）

新	旧
下関市有料老人ホーム設置運営指導指針	下関市有料老人ホーム設置運営指導指針
目次	目次
1 趣旨 1	1 趣旨 1
2 用語の定義 1	2 用語の定義 1
3 基本的事項 2	3 基本的事項 2
4 有料老人ホームの種類等 3	4 有料老人ホームの種類等 3
5 設置者 4	5 設置者 4
6 立地条件 4	6 立地条件 4
7 規模及び構造設備 6	7 規模及び構造設備 6
8 既存建築物等の活用の場合等の特例 9	8 既存建築物等の活用の場合等の特例 9
9 職員の配置、研修及び衛生管理 等 10	9 職員の配置、研修及び衛生管理 10
10 有料老人ホーム事業の運営 12	10 有料老人ホーム事業の運営 11
11 サービス等 16	11 サービス等 15
12 事業収支計画 19	12 事業収支計画 17
13 利用料等 20	13 利用料等 18
14 契約内容等 22	14 契約内容等 20
15 情報開示 25	15 情報開示 24

新	旧
<p>16 <u>電磁的記録等</u>26</p> <p>別表 有料老人ホームの類型及び表示事項29</p> <p>各種様式</p> <p>別紙様式1 有料老人ホーム重要事項説明書 別添1 事業者が下関市で運営する他の介護保険サービス事業一覧表 別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表 別紙様式2 有料老人ホーム事業実施状況報告書</p>	<p>別表 有料老人ホームの類型及び表示事項26</p> <p>各種様式</p> <p>別紙様式1 有料老人ホーム重要事項説明書 別添1 事業者が下関市で運営する他の介護保険サービス事業一覧表 別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表 別紙様式2 有料老人ホーム事業実施状況報告書</p>
(略)	(略)
2 用語の定義	2 用語の定義
(略)	(略)
<p>ク 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次の(ア)及び(イ)に掲げる有料老人ホーム</p> <p>(ア) 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム</p> <p>(イ) 設置者が、介護サービス(介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス(以下「介護保険サービス」という。)以外の<u>介護サービス</u>)を提供する有料老人ホーム</p>	<p>ク 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次の(ア)及び(イ)に掲げる有料老人ホーム</p> <p>(ア) 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム</p> <p>(イ) 設置者が、介護サービス(介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス(以下「介護保険サービス」という。)以外の<u>サービス</u>)を提供する有料老人ホーム</p>

新	旧
3 基本的事項	3 基本的事項
(略)	(略)
(9) 建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、 <u>老人福祉法第29条第1項の規定に基づく</u> 市長への届出を行うこと。	(9) 建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、市長への届出を行うこと。
(略)	(略)
9 職員の配置、研修及び衛生管理等	9 職員の配置、研修及び衛生管理
(略)	(略)
<p>(2) 職員の研修</p> <p><u>ア</u> 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、事故発生の防止、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。</p> <p>なお、職員研修計画の策定にあたっては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。</p> <p><u>イ</u> <u>介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。</u></p>	<p>(2) 職員の研修</p> <p>職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、事故発生の防止、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。</p> <p>なお、職員研修計画の策定にあたっては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。</p> <p>(新設)</p>
(3) 職員の衛生管理等	(3) 職員の衛生管理
<u>ア</u> 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態	職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の

新	旧
<p>の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。</p> <p><u>イ 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</u></p>	<p>把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。</p> <p>(新設)</p>
(略)	(略)
10 有料老人ホームの事業の運営	10 有料老人ホームの事業の運営
(略)	(略)
<p>(4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び (3) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」を遵守すること。</p>	<p>(4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び (3) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日・厚生労働省）」を遵守すること。</p>
<p><u>(5) 業務継続計画の策定等</u> <u>ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(6) 非常災害対策</p> <p>ア 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>「風水害、地震等の災害に対処するための計画」の策定にあたっては、山口県健康福祉部が作成した「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考とすること。</p> <p>イ アに規定する訓練の実施に当たって、所轄の消防署等消防機関の指導に従うこと。また、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>ウ 管理者及び防火管理者は、建物の燃焼性に対する知識を有し、火災等の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気</p>	<p>(5) 非常災害対策及び緊急時の対応</p> <p>ア 平成22年1月に山口県健康福祉部が作成した「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考に、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。</p> <p>イ 管理者及び防火管理者は、建物の燃焼性に対する知識を有し、火災等の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他の災害予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>ウ 非常災害に備えるため、消防・防災計画等に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。この場合、所轄の消防署等消防機関の指導に従い、連携を図ること。</p> <p>エ 事故及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう緊急時の対応方法等について具体的なマニュアルを定めるとともに、職員の業務分担を明確にし、これらの理解及び周知を徹底すること。</p>

新	旧
<p><u>の取扱いその他の災害予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</u></p>	
<p><u>(7) 衛生管理等</u></p> <p>ア 入居者が使用する食器、食堂等の備品その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。</p> <p>イ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行うこと。</p> <p>ウ 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>エ 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。</p> <p>オ 感染症が発生し又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。</p> <p>(ア) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。</p> <p>カ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p><u>キ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>ク 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ケ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないもの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	
<p>(8) 緊急時の対応</p> <p>(5) から (7) に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう緊急時の対応方法等について具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5) から (7) に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。</p> <p>また、当該計画については職員の業務分担を明確にし、これらの理解及び周知を徹底すること。</p>	<p>※上記 (5) エの内容</p>
<p>(9) 医療機関等との連携</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関と書面により協力契約を結び、当該協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、<u>協力科目</u>等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>エ～キ (略)</p>	<p>(6) 医療機関等との連携</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関と書面により協力契約を結び、当該協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>エ～キ (略)</p>
<p>(10) 介護サービス事業所との関係</p>	<p>(7) 介護サービス事業所との関係</p>

新	旧
(略)	(略)
<p>(11) 運営懇談会の設置等</p> <p>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。</p> <p>ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明する<u>ことと、また</u>、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。</p> <p>(ア) 入居者の状況</p> <p>(イ) サービス提供の状況</p> <p>(ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	<p>(8) 運営懇談会の設置等</p> <p>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。</p> <p>ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。</p> <p>(ア) 入居者の状況</p> <p>(イ) サービス提供の状況</p> <p>(ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>

新	旧
<p>※上記(7) 衛生管理等に記載</p>	<p>(9) 衛生管理等</p> <p>ア 入居者が使用する食器、食堂等の備品その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。</p> <p>イ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行うこと。</p> <p>ウ 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>エ 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。</p> <p>オ 感染症が発生し又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じるとともに、<u>万が一、職員に発生し、又はまん延した場合に備え、職員配置やサービス等について、事業を継続するための計画を作成すること。</u></p> <p>(ア) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。</p> <p>カ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
<p>(12) 高齢者虐待の防止</p> <p>ア 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p>	<p>(10) 高齢者虐待の防止</p> <p>ア 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p>

新	旧
<p>(ア) 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p><u>(イ) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(ウ) 虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(エ) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(オ) (イ)から(エ)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>(カ) その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p> <p>イ 設置者、管理者及び職員は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市へ報告すること。</p>	<p>(ア) 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p><u>(イ) 高齢者虐待防止のための指針を整備するとともに、職員に対する研修の定期的な実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>イ 設置者、管理者及び職員は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市へ報告すること。</p>
11 サービス等	11 サービス等
(1) (略)	(1) (略)
<p>オ 安否確認又は状況把握</p> <p><u>入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。</u></p> <p><u>安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</u></p>	<p>オ 安否確認又は状況把握</p> <p><u>入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</u></p>

新	旧
(略)	(略)
<p>(4) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(4) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
(略)	(略)
13 利用料等	13 利用料等
(略)	(略)
<p>(2) 前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>ア 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。</p> <p>イ 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払い金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払い金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。</p> <p>なお、平成18年3月31日までに<u>届出</u>がされた有料老人ホームにつ</p>	<p>(2) 前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>ア 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。</p> <p>イ 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払い金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払い金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する<u>次に掲げる</u>必要な保全措置を講じなければならないこと。</p> <p>なお、平成18年3月31日までに<u>届け出</u>がされた有料老人ホームに</p>

新	旧
<p>いては、<u>保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>については、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</p> <p>(ア) 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証 (イ) 返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険 (ウ) 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額について、一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約 (エ) 民法第34条により設立された法人との間の保全のための契約 で(ア)から(ウ)に準ずるものとして市長が認めるもの</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。</p>
14 契約内容等	14 契約内容等
(略)	(略)
<p>(2) 契約内容</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。</u></p>	<p>(2) 契約内容</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(3) 消費者契約の留意点 消費者契約法（平成12年法律第61号）<u>第二章</u>第二節（消費者契約</p>	<p>(3) 消費者契約の留意点 消費者契約法（平成12年法律第61号）第二節（消費者契約の条項</p>

新	旧
<p>の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。</p>	<p>の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。</p>
(略)	(略)
<p>(8) 事故発生の防止の対応 有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 (ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 (ウ) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 <u>(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(8) 事故発生の防止の対応及び損害賠償 有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 (ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 (ウ) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (新設)</p>
<p>(9) 事故発生時の対応 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。 (ア) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (イ) (ア)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録</p>	<p>(9) 事故発生時の対応 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。 (ア) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (イ) (ア)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録</p>

新	旧
<p>すること。</p> <p>(ウ) <u>設置者の責めに帰すべき事由により</u>、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</p>	<p>すること。</p> <p>(ウ) <u>入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は</u>、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</p>
<p>15 情報開示</p>	<p>15 情報開示</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) <u>有料老人ホームの経営状況</u>に関する情報 <u>有料老人ホームの経営状況に関する情報については、次の事項に留意すること。</u> <u>ア 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても</u>、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。 <u>イ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても</u>閲覧に供するよう努めるとともに、<u>貸借対照表等の財務諸表について</u>、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。</p>	<p>(2) <u>前払金を受領する有料老人ホームに関する情報</u> <u>前払金を受領する有料老人ホームにあつては、次の事項に留意すること。</u> <u>ア 前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであること</u> <u>から、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても</u>、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。 <u>イ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても</u>閲覧に供するよう努めるとともに、<u>貸借対照表等の財務諸表について</u>、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>16 <u>電磁的記録等</u> <u>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(イ)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	
(略)	
<p>(附則)</p> <p>1 本指導指針は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>2 本指導指針の9(2)イに示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、令和6年3月31日までは努力義務とする。また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けることとする。</p> <p>3 本指導指針の10(5)に示す業務継続計画の策定、同指針10(7)キからケに示す感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等及び同指針10(12)ア(イ)から(オ)に示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、令和6年3月31日までは努力義務とする。</p> <p>4 本指導指針の14(8)(エ)に示す事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、令和3年9月30日までは努力義務とする。</p>	